

鴻巣市告示第194号

新ごみ処理施設整備推進懇話会設置要綱を次のように定める。

令和2年6月15日

鴻巣市長 原 口 和 久

新ごみ処理施設整備推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新ごみ処理施設の整備に向け、市が新ごみ処理施設の建設を検討している郷地地区及び安養寺地区の住民の意見を聴くため、新ごみ処理施設整備推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 新ごみ処理施設の整備に関すること。
- (2) 地域環境の保全及び公害防止対策に関すること。
- (3) その他新ごみ処理施設に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって構成する。

2 委員は、別表に掲げる自治会から推薦のあった者その他市長が必要と認める者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(懇話会)

第5条 懇話会は、市長が招集する。

2 懇話会の司会進行は、環境課長が行う。ただし、環境課長が出席でき

ないときは、あらかじめ環境課長が指名する者が行う。

(謝礼)

第6条 委員への謝礼は、1回の会議につき2,000円とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

小宮自治会	下郷地自治会	郷地第1自治会	郷地第2自治会	郷地第3自治会	郷地第4自治会	安養寺下自治会	安養寺中自治会	安養寺上自治会	郷地住宅自治会
-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------